

協働のまちづくりオンライン市民集会

<第1部>

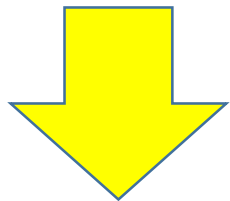
浜田市協働のまちづくり推進条例及び まちづくりセンターについて

1. 「浜田市協働のまちづくり推進条例」の制定
2. 「まちづくりセンター」への移行

1. 「浜田市協働のまちづくり推進条例」の制定

1-1 なぜ「協働のまちづくり推進条例」を制定するのか

自治区制度は、平成17年10月1日に導入されました
15年半経過する令和3年3月31日に期限を迎えます



- これまでの取組の精神や、良いところを引き継いだ新たなまちづくりを進めたい
- 人口減少や少子高齢社会に対応可能な、新しいまちづくりに向けた基本的なルールが必要

令和3年度以降のまちづくりの基本理念として、
令和2年9月に条例制定し、令和3年4月から施行します

1-2

条例のポイント

- ① 浜田市が目指すまちづくり
- ② 市民の皆さんにしていただきたいこと
- ③ 市の役割と、まちづくりへの支援
- ④ 地域協議会、地区まちづくり推進委員会
- ⑤ 活動拠点は「まちづくりセンター」（現公民館）

①浜田市が目指すまちづくり

○目的（第1条）

それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を目指します

○基本理念（第3条）

- 一人ひとりがまちづくりの主役
- お互いを尊重し助け合い、特徴や得意分野を活かす
- 自然や伝統文化を継承し、地域の個性を活かす
- まちづくりに関する情報を提供し、共有する

②市民の皆さんにしていっていただきたいこと

○市民等の権利（第4条）

- まちづくりに参画し意見を述べること
- まちづくりに関する情報を知ること

○市民等の役割（第5条）

- 自らできることを考え、
積極的にまちづくりに参加しましょう
- 地域の個性を大切にし、
それぞれの立場や違いを認めて行動しましょう

③市の役割と、まちづくりへの支援

○ 市の役割（第6条）

- まちづくりに関する情報を幅広く提供し、市民の皆さんに分かりやすく伝えます
- 市民の皆さんがまちづくりに参加する機会を積極的に設けます

○ まちづくりへの支援（第20条）

- 協働のまちづくりに関する啓発を行います
- 必要な人的、技術的、財政的な支援を行います

④地域協議会、地区まちづくり推進委員会

○ 地域協議会（第10条～第14条）

これまでどおり各地域に設置し、地域独自の課題や問題を議論していただきながら、より良いまちづくりを進めます

○ 地区まちづくり推進委員会（第18条）

地域協議会や他のまちづくり活動団体と連携し、共通の施策や課題に取り組みながら、各地域の個性を活かしたまちづくりを進めます

⑤活動拠点は「まちづくりセンター」(現公民館)

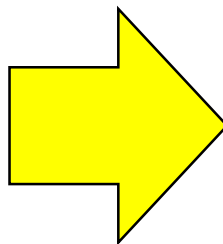
○ 活動拠点 (第22条)

市立公民館にまちづくりを推進する機能を持たせ、まちづくりの活動拠点とします

それに伴い、「公民館」は「まちづくりセンター」に変わります



(現在)



(イメージ)

1-3 条例制定で変わること

	令和3年3月まで	令和3年4月以降
自治区	旧市町村単位に「自治区」を設置	旧市町村単位に「地域」を設定
自治区長	特別職の自治区長を置く	廃止
地域協議会	各自治区に附属機関として設置	各地域に附属機関として設置 ※ 体制は現行どおり
自治区予算	<ul style="list-style-type: none"> 自治区独自財源として 地域振興基金を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興基金は廃止 中山間地域活性化のため全市 で10億円/5年の枠を確保
公民館	社会教育、生涯学習の拠点	名称を「まちづくりセンター」に まちづくりの拠点の機能を加える

2. 「まちづくりセンター」への移行

2-1 「まちづくりセンター」について

今後、まちづくりの拠点は、「まちづくりセンター」になります。

〔現在〕 公民館 ⇒ 〔今後〕 まちづくりセンター

役割・機能	公民館	まちづくりセンター
社会教育	○	○
生涯学習	○	○
まちづくり	—	○
行政窓口 (証明発行等)	○	○
避難所	○	○

2-2 「まちづくりセンター」の役割

1. 社会教育や生涯学習の推進

ふるさと郷育、はまだっ子共育、学びのあるまちづくりを通して、「人づくり」や「つながりづくり」に取り組みます



ハッチョウトンボ親子観察会

2. 協働のまちづくりの推進

地区まちづくり推進委員会などによる地域課題の解決に向けた取組や魅力あるまちづくりを推進します



防災大会

2-3

「まちづくりセンター」になって変わること

項目	公民館	まちづくりセンター
職員体制	館長：1名 主事：1～3名	センター長：1名 主事：2～3名
休館日	土日祝日、年末年始 ※土日の休館日は、自治区によって異なる	年末年始のみ ※土日祝日は開館 ただし、職員は不在
使用料	なし ※ただし、冷暖房費等の実費負担あり	あり ※ただし、まちづくり、社会教育・生涯学習等のための使用の場合は免除
使用制限	営利・政治・宗教の制限	公の秩序に反しない限り制限「なし」
所管	教育委員会	市長部局（地域政策部）

- まちづくりに関して助言等を行う「まちづくりコーディネーター」を市全体で5名程度配置予定
- まちづくりセンターの活動予算を増額予定

2-4

「まちづくりセンター」になっても変わらないこと

項目	まちづくりセンターの制度内容
施設数	26センター（ほか9分館）
開館時間	9：00～21：00 ※職員の勤務時間は、原則8：30～17：15
運営方式	当面は市直営
その他の機能	<ul style="list-style-type: none">• 行政窓口機能（各種証明発行等） ※現在行っている公民館に限る• 避難所

2-5

まちづくりセンターを拠点とした協働のまちづくりのイメージ

